

第17回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成30年10月25日(木) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第35号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 議第121号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第5 | 議第122号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第6 | 議第123号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第124号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第125号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員(議席順)

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

岩本洋子

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：橋本哲夫、農地主事：林義一、畜産課長：丸山浩一、

林務課長：高井和之、

書記：木戸脇良昭、尾形博司

職務代理	<p>ただいまより第17回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、4番岩本委員より欠席報告があり、現在の出席委員は19名中18名で過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>最近はやや穏やかな天気が続いています。少し前に、鍵のことで面白い話がありました。最近の家のカードキーは停電になるとマスターキーがないと入れなくなるらしいです。自分の娘も先般の停電で、家の中にマスターキーを置いてきたため、家に入れず旦那が帰るまで待っていました。幸い旦那はマスターキーを持っていたため大事には至らなかったようです。</p> <p>また、トラクターに間違えて車庫のカギでエンジンをかけたら、偶然にもエンジンがかかり驚きました。皆さんもトラクターの盗難にはくれぐれも気をつけてください。</p> <p>明日、米コン飛騨が文化会館で開催されます。午前10時から午後2時30分までです。皆さんの中で時間が取れそうな方が見えましたら是非お出かけください。</p> <p>今回も多くの議事がありますが宜しく願います。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議長	<p>異議がありませんので、指名をさせていただきます。</p> <p>議席番号 16番 中田委員と19番 田口委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 会期の決定について を議題といたします。</p>

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3報第33号 農地所有適格法人の報告等についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

林農地主 今回は54法人のうち3法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、3件について報告いたします。

議長 報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4議第121号 農地法第3条の規定による権利移動の許可についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸脇 本日は、1件の上程です。

書記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(スライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由を説明)

以上、1件 畑2筆で 合計 2,220 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第5 議第122号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇記 今回は、5件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

3番については、地権者死亡により相続人連名による申請です。

以上、5件、田畑6筆で 計 1,192 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第6 議第123号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

本日は9件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

1番については面積規模及び転用目的内容から高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。また、2筆については地目が農地外であるが現況が農地のため農地法の対象となるものです。

5番については、1番の2筆と同じく、地目が農地外であるが現況が農地のため農地法の対象となるものです。

以上 9件、田畑・原野等含め35筆 6,168.67 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第124号農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇
書 記

今回は、1件の上程となります。

(各案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第125号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は3件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(受人について認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間と新規の旨を説明)

以上、3件 田18筆 12,174㎡についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

以上で本日本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第17回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後1時50分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

中田 一彦 委員

田口 康慈 委員
